

## (13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月27日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

倉吉市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金82,782円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成24年1月14日

#### (2) 事故発生場所

倉吉市福光地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。